

○ 平成六年三月大蔵省告示第七十三号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する指定法人を指定する件）

改正後	改正前
1 3 (略) 4 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十二項</u>に規定する投資法人 5 (略) 6 <u>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条</u> <u>第二号に規定する証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する有価証券とみなされる権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等</u>	1 3 (略) 4 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十九項</u>に規定する投資法人 5 (略) (新設)